

## 第1編 法 人

### 第1章 基 本

#### ○学校法人 和洋学園寄附行為

（昭和26年2月26日認可）

この法人は、堀越千代の設置した和洋裁縫女学校を母体とする和洋女子専門学校を稗方弘毅が継承し、財団法人堀越学園を設立、さらに私立学校法の施行に伴い、学校法人に組織を変更したものであり、大学、大学院及び諸学校を設置して、主として女子を対象として、自立に必要な専門的知識・技術にかかわる教育を行うとともに、その徳性を養うものである。

### 第1章 総 則

（名 称）

**第1条** この法人は、学校法人和洋学園と称する。

（事務所の所在地）

**第2条** この法人は、事務所を千葉県市川市国府台二丁目3番1号に置く。

### 第2章 目的及び事業

（目 的）

**第3条** この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、教育施設を設置経営することを目的とする。「和魂洋才を基調とし、明朗和順の徳性を養う」という建学の精神をそれぞれの時代に活かし、主として女子を対象に、豊かな教養と、自立した活動に必要な専門的知識・技術を備えた、有為な社会人を育成する。さらに、学術研究の成果をあげ、社会的貢献を図る。

（設置する学校）

**第4条** この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次の学校を設置経営する。

（1）和洋女子大学

大学院

人文科学研究科 総合生活研究科 看護学研究科

人文学部

国際学科 日本文学文化学科 心理学科 こども発達学科

国際学部

英語コミュニケーション学科 国際学科

家政学部

服飾造形学科 健康栄養学科 家政福祉学科

看護学部

看護学科

（2）和洋国府台女子高等学校

全日制課程 普通科

（3）和洋九段女子高等学校

全日制課程 普通科

(4) 和洋国府台女子中学校

(5) 和洋九段女子中学校

(収益事業)

**第4条の2** この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。  
不動産業

### 第3章 役員及び理事会

(役員)

**第5条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9人以上15人以内

(2) 監事 2人以上

2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときは、理事総数の3分の2以上の議決を必要とする。

3 理事(理事長を除く。)のうちから常務理事を置くことができる。常務理事は、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときは、理事総数の3分の2以上の議決を必要とする。

(理事の選任)

**第6条** 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 和洋女子大学長

(2) この法人の設置する学校(旧和洋裁縫女学校、旧和洋女子学院及び和洋女子専門学校を含む。以下同じ。)の卒業者である評議員のうちから理事会において選任した者 2人以上4人以内

(3) この法人の職員(校長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。)である評議員のうちから理事会において選任した者 3人以上7人以内

(4) 学識経験者として、経済界、教育界並びにこの法人所在の地域における有識者から理事会において選任した者 3人以上9人以内

2 前項第1号、第2号、第3号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(学長の選任)

**第7条** 学長は、理事会の定める、「和洋女子大学長選考規程」に基づき理事会において選任する。

(監事の選任)

**第8条** 監事は、この法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

**第9条** 役員(第6条第1号の理事を除く。)の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることを妨げない。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務(理事長又は常

務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員 の 補充)

**第10条** 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員 の 解任及び退任)

**第11条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

**第12条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

**第13条** 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

**第14条** 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

**第15条** 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

**第16条** 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為

をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

**第17条** この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が、第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議決要件)

**第18条** 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(業務の決定の委任)

**第19条** この法人の業務に関する重要事項以外のうち、あらかじめ理事会において定めたものについては、その決定を理事会において指名した理事に委任することができる。ただし、法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項は、これを委任することができない。

(議事録)

**第20条** 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事3名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備え置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

## 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

**第21条** この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、19人以上35人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において互選する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することはできない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

**第22条** 第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において「議長及び出席した理事のうちから互選された理事3名以上」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員3名以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

**第23条** 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の重要な不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの

(評議員会の意見具申等)

**第24条** 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

**第25条** 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会において選任した者 5人以上 10人以内、ただし、この法人の設置する学校の卒業者であるこの法人の職員から選任される評議員は、2人を超えることができない。
- (2) この法人の設置する学校の卒業者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 4人以上 9人以内
- (3) この法人の理事会において推薦された理事のうちから評議員会において選任した者 3人以上 10人以内
- (4) 学識経験者として、経済界、教育界並びにこの法人所在の地域における有識者等から評議員会において選任した者 6人以上 14人以内

2 前項第1号及び第3号に規定する評議員は、職員又は理事の職を退いたときは、評議員の資格を失うものとする。

(評議員の任期)

**第26条** 評議員の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 前項において残任期間が1年未満の場合は、1期とみなさない。

3 評議員は、再任されることができる。ただし、原則として、引き続き3期を超えないものとする。

4 評議員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

**第27条** 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

(顧問)

**第28条** この法人に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、この法人に特に功労のあった者又は学識経験者のうちから評議員会の推薦により理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要事項について理事長に意見を述べ又は理事会及び評議員会に員外として出席し、発言することができる。ただし、会議の票決には加わることはできない。

## 第5章 資産及び会計

(資産)

**第29条** この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

**第30条** この法人の資産は、これを分けて、基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合は、その指定に従って、基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

**第31条** 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を経て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

**第32条** 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

**第33条** この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生じる果実並びに授業料収入、入学金収入、試験料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

**第34条** この法人の会計は、学校法人会計基準による。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

**第35条** この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める5年の期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

**第36条** 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入を持って償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び事業実績の報告)

**第37条** この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

**第38条** この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成

しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

**第39条** この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき  
寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

**第40条** 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

**第41条** この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

**第42条** この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解 散)

**第43条** この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

**第44条** この法人が解散（合併又は破産によって解散した場合を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

**第45条** この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決

を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

**第46条** この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

**第47条** この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

**第48条** 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

**第49条** 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

**第50条** この法人の公告の方法は、この法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

**第51条** この寄附行為の施行に関する細則は、理事会において定める。

附 則

この寄附行為は、昭和26年2月26日から制定施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和53年9月27日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和56年5月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成4年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成9年3月7日から改正施行する。

附 則

(施行期日)

(1) 平成9年12月19日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から改正施行する。

(和洋女子大学文家政学部英文学科及び国文学科の存続に関する経過措置)

(2) 和洋女子大学文家政学部英文学科及び国文学科は、改正後の寄附行為第3条第1号の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(和洋女子短期大学国文学科及び英文学科の存続に関する経過措置)

(3) 和洋女子短期大学国文学科及び英文学科は、改正後の寄附行為第3条第2号の規定にかかわらず、平成10年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、和洋女子大学短期大学部国文学科及び英文学科として存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成11年12月22日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年10月30日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年12月20日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年5月29日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年8月28日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年10月28日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年3月26日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年3月31日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成16年5月28日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成16年11月15日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年3月31日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から改正施行する。

(和洋国府台女子高等学校被服科の存続に関する経過措置)

和洋国府台女子高等学校被服科は、改正後の寄附行為第3条第3号の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまで存続するもの

とする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年11月27日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成20年3月11日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年5月27日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成25年10月31日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から改正施行する。

(和洋女子大学人文学群日本文学・文化学類及び家政学群生活環境学類の存続に関する経過措置)

和洋女子大学人文学群日本文学・文化学類及び家政学群生活環境学類は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成26年3月31日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成27年1月6日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成29年8月29日)から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から改正施行する。

(和洋女子大学人文学群国際学類・日本文学文化学類・心理学類・こども発達学類、及び家政学群服飾造形学類・健康栄養学類・家政福祉学類の存続に関する経過措置)

和洋女子大学人文学群国際学類・日本文学文化学類・心理学類・こども発達学類、及び家政学群服飾造形学類・健康栄養学類・家政福祉学類は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成30年3月31日に当該学類に在学する者が当該学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

令和2年2月12日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1日から改正施行する。

附 則

令和3年1月15日文部科学大臣許可のこの寄附行為は、令和3年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、令和4年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和5年9月4日)から改正施行する。